

令和5年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち 農山漁村発イノベーション推進支援事業に係る追加要望調査の概要

1 趣旨

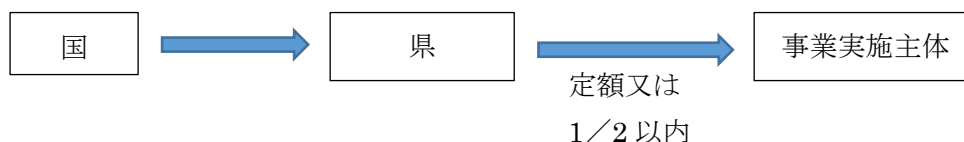
農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図ることを目的に、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組を支援するため、要望調査を実施します。

2 要望調査対象事業

事業の詳細については、農山漁村発イノベーション推進支援事業実施要領を確認すること。

事業内容	① 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進 ② 新商品開発・販路開拓の実施 ③ 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組 ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組 ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進
事業実施主体	・ ①～④の取組について 農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体 ・ ⑤の取組について 農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体、コンソーシアム
交付率及び助成額	・ ①～④の取組について (ア) 交付率は、1/2以内とする。 (イ) 事業実施期間における助成額の上限は500万円とする。ただし、①から④までの取組のうち、いずれか1つあるいは複数の取組を実施する場合にあっても、500万円とする。 (ウ) ⑤の取組と併せて行う場合にあっては、助成額の総額が500万円を超えないこととする。 (エ) 事業と併せて行う施設整備に係る助成額の上限は、施設の整備以外の助成額よりも低い額とする。 ・ ⑤の取組について (ア) 交付率は、定額とする。 (イ) 事業実施期間における助成額の上限は、500万円とする。 (ウ) ①から④までの取組と併せて行う場合にあっては、助成額の総額が500万円を超えないこととする。

主な採択基準	事業実施主体が農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村協議会の構成員及び特認団体である場合にあっては、多様な事業者による連携体制（以下「ネットワーク」という。）を構築済みであること又は構築することが見込まれること。なお、当該ネットワークについては事業実施主体を含む3者以上を構成員とし、農林漁業者等を必ず含むものとする。
--------	--



3 要望期限及び提出物

(1) 要望期限

令和5年6月30日（金）

(2) 提出物

別紙様式第1号「農山漁村振興推進計画及び事業実施計画」（添付書類を含む。）

4 その他

上記要望期限以降であっても、国の予算がなくなるまで随時要望できますので、御相談ください。